

議会運営委員会

平成28年6月15日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	小村 尚己
平川 理恵	嶋田 善行	井上 卓也
奥村 容子		
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 植村 俊彦

3. 会議の書記

議会事務局長 黒崎 益範 同 係 長 大塚 美季

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 平川委員、嶋田委員

委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、平川委員、嶋田委員を指名いたします。両委員には、よろしく願いいたします。

本日の議事は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず初めに、協議事項（1）平成28年第2回斑鳩町議会定例会について、①付議議案の取扱いについてを議題といたします。

お手元の委員会付託議案の審査結果をごらんいただきたいと思えます。各常任委員会等に付託されました町長提案の7議案については、いずれも満場一致で可決すべきものとして決しております。また、建設水道常任委員会に付託されました陳情第3号については、満場一致で採択すべきものと決しており、委員会発議をもって意見書を提出されます。

いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認をさせていただきたいと思えます。皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にもかかわってきますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思えますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

それでは、現在のところ討論の予定はないということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましても、討論になった場合については、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとするこ

とで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで確認をしておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。

お手元の追加日程表をごらんいただきたいと思います。まず、追加日程1. 議案第34号 斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、総務部長から説明をお願いいたします。 植村総務部長。

総務部長

町から、追加議案1件をお願いしたいと存じます。さきの建設水道常任委員会においてご報告をさせていただいたものでございますが、追加日程にございますように、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このたびの条例の一部改正は、風俗営業法の規制及び業務の適正化に関する法律の改正に伴いますもので、この法律を引用する条項について整備を行うものでございます。いわゆる条項番号が変更されたことにより、条例もそれに準じて改正をするものでございます。施行日は、平成28年6月23日でございます。この改正条例案につきまして、議会最終日に追加で提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

委員長

それではですね、最終日の本会議に議案第34号を追加上程したいと思いますが、こちらについては、既に建設水道常任委員会で説明がされており、委員からも特段のご意見もありませんでしたので、会議規則第39条第3項の規定により、議決をもって委員会付託を省略し、採決をするという運びで上程をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 この件について、特に質疑等はございませんか。 伴委員。

伴委員 これ、23日からという、たしかちょっと説明をお聞きしたと思うんですけど、もう1度これ、23日になっている理由っちゅうのは。ちょっとこれ、中途半端な日でしてんけど、これ、何でしてんやったかな。

総務部長 今回の法律、先ほど申しあげました風俗営業法の規制及び業務の適正化に関する法律の改正がですね、改正法の公布の日から1年を越えない範囲において政令で定める日となっております。ですから、改正のときには施行日が決まっていなかったということです。その施行期日が1年以内ということで確認をさせていただいたところ、6月23日が施行日だという政令が公布されていたということがわかったため、今回、上程をさせていただくということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、上程することに対して異議ないものというふうに認めます。議案第34号については、委員会付託を省略し、即決することといたします。

次に、追加日程2. 発議第5号 信号機等の交通安全施設の早期の設置・改善を求める意見書については、陳情書を委員会で採択された結果、委員会発議をもって提出されるものです。

次に、追加日程3. 研修会の参加派遣についてですが、今年度も奈良県町村議会議長会主催の各種研修会の参加通知がきております。この研修の中で、議員人権研修につきましましては2人から3人の参加要請がありますので、最終日の全員協議会で参加者を決定し、参加派遣計画書を追

加日程としてあげたいと考えております。

現在までに追加日程として予定されているものはこの3件ですが、このほかに、提案等を予定されているもの、あるいは提案等の予定があるとお聞きになっているものはございますか。

(な し)

委員長

それでは、議員提案の予定は、現時点ではないものと確認をしておきます。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしく願いいたします。

平成28年第2回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会等の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りしています日程案について、事務局から説明をお願いします。 黒崎議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、平成28年第3回定例会の日程(案)につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元にお配りをいたしております日程表(案)のとおりでございますが、9月1日木曜日を初日とし、9月26日月曜日を最終日とする、会期26日間の案をお示しをいたしております。

まず、9月1日木曜日を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、9月2日金曜日から5日月曜日を休会、6日火曜日、7日水曜日を一般質問とし、8日木曜日を休会といたしまして、9日金曜日を決算審査特別委員会の1日目とし、10日土曜日、11日日曜日は休会、12日月曜日も農業委員会のため休会として、13日火曜日、14日水

曜日を決算審査特別委員会の2日目、3日目といたしました。そして、15日木曜日は建設水道常任委員会、16日金曜日は厚生常任委員会、17日土曜日から19日月曜日は休会、20日火曜日は総務常任委員会、そして、21日水曜日は議会運営委員会としております。そして、22日木曜日から25日日曜日までを休会とし、26日月曜日を最終日とする会期26日間の案でございます。よろしくご審議をいただきますよう、お願いをいたします。以上でございます。

委員長 ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、今まで、去年どうやったやろうな、総務常任委員会、3常任委員会では最終になるんですけども、それと議会運営委員会、大概1日あけていたと思いますねんけど、事務方としてはこれでいけるわけですか、事務局としては。

議会事務局長 会期の関係もございまして、これでいきたいというふうに考えております。

嶋田委員 それやったら、それで結構です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、9月定例会の日程につきましては、お手元の日程表の案のとおり予定しておくということで委員会として確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

9月定例会につきましては、予定ということで確認をしておきます。
総務部長のほうから、ほかに何か報告はありますか。

(な し)

委員長

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただく
ことといたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

(午前9時13分 休憩)

(午前9時14分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、2. その他についてを議題といたします。

前回の議会運営委員会で平川委員からご提案のありました議会における
附属機関等の委員選出について、本日、資料を用意させていただきましたので、まず、こちらのテーマについて、事務局長から説明をしてい
ただき、質疑をお受けしたいと思います。 黒崎議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、お配りをいたしております資料によりまして、ご説明をさ
しあげます。議会における検討の経緯、平成18年の議会運営委員会で
の審議結果について、資料にまとめておりますので、報告をさしあげま
す。

初めに、資料のA4のほうなんですけども、こちらのほうをごらんく
ださい。議会運営委員会での審議結果、(1) これまでの方針、平成1
8年までの方針を示しておりますが、①審議会等が議会の議決を必要と
する内容のものは、議員は構成委員としないものとする。②としまし
て、議員の参画については、議員が持っている行政全般に対する見識の
高さや視野の広さという観点から、議員としてではなく、住民の代表と
いう立場から、個人として委嘱することを原則とするというふうに、1

8年の議会運営委員会の開催まではそのように議会として一定の決まりをつくっておられましたが、平成18年2月から12月まで、計6回にわたりまして、議会運営委員会で、今後、議会としてどうあるべきかを決めておくため、審議されております。その審議結果の結論といたしまして、(2)の今後の方針として取りまとめられております。法令で定めるものを除き、原則として議会からの選出は行わないものとするとの結論を得られております。なお、原則の例外に関する具体的な審議結果につきましては、実行委員会形式のものとか、消防運営委員会など、議会議員の参画がどうしても必要である場合は町からの要請にできる限り応えていくとされておりますが、その他、具体的なものは審議されていない状況でございました。

次に、2の議会における検討の経緯について、簡単にご説明をさしあげます。平成18年2月24日の議会運営委員会から、資料の裏面、すみませんがごらんいただきたいと思っておりますけども、(5)の平成18年11月29日と12月18日の議会運営委員会まで、計6回の議会運営委員会の審議につきまして、それぞれ、①番として主な意見と、②番として審議のまとめについて、お示しをいたしております。

1ページ目のほう、戻っていただきまして、2の(1)としまして、平成18年2月24日の議会運営委員会で、表彰審査会委員など4つの委員の選出につきまして、理事者側から依頼があったことを受けて、今まで議員が町の附属機関の委員として参画することについてはいろいろな意見がある中、今後、議会としてどうあるべきかを決めておく必要から、継続して審議されることとなりました。

次に、(2)の平成18年3月20日の議会運営委員会では、審議の結果、原則として、執行機関の各種審議会等附属機関への参画はやめるべきとの立場に立ち、議会からの委員の選出は行わないという方向で取りまとめをされ、執行機関においても議会の意向を酌んでいただき、見直しを行っていただくよう申し入れを行うことで取りまとめをされております。

次に、(3)でございますが、平成18年4月12日の議会運営委員会では、前回委員会のまとめの再確認を行うとともに、4月の部長会で

事務局長から議会運営委員会での取りまとめ結果を報告し、町として、議会の意向を受けて関係条例等の整備を行い、各常任委員会へ提出する旨、報告されております。裏面のほうを、すみません、ごらんいただきまして、②まとめといたしまして、執行機関で一定の整理をしてもらい、どうしても議会から参画する必要のあるものはそれに応えていくということとされております。

なお、(4)でございますが、平成18年5月31日の議会運営委員会では、この見直し手続きについては、理事者から議長へ依頼があつて、議長が議会運営委員会へ諮問するというふうな形をとるとされております。

そして、(5)番で、平成18年11月29日、12月18日の議会運営委員会では、総務部長及び総務課長から審議会等附属機関等の見直し結果について、報告を受けております。

その見直し結果につきましては、資料、こちらのA3の3枚ものなんですけども、のと通りの、取りまとめとして報告を受けております。平成18年当時に町が設置をいたしておりましたそれぞれの審議会等附属機関等について、委員の選出基準などの見直しを行い、その結果としてこれが報告がされておりました、議会として、この見直し結果に基づきまして今後の議会における附属機関等の委員の選出についての取りまとめをされているものでございます。めくっていただきまして、例えば資料の2枚目の裏面でございますが、こちらには、5の審議会等要綱第5条第5号の規定により、町議会議員及び町職員を除くこととされたものについて、番号から言いますと21番から29番に示されております。これらにつきましては、見直しの以前は、町の要請により議会から委員を選出しておりましたが、この見直しによりまして、選出をしないこととされたものでございます。

最終的に、この結果としまして、すみません、もう一度初めのほうに戻っていただきまして、初めの、1ページ目の、行政委員会及び行政委員の5番目なんですけども、斑鳩町農業委員会委員につきましては、右のほうの委員の選出基準のところ、議会推薦とあります。これは、法律によります。根拠が法律によって、当時、必要であると。

続きまして、2枚目の4なんですけども、そちらのほうですが、審議会等要綱第5条第1号の規定に準じ、委員数を変更するものということで、19番の都市計画審議会委員ですね、これにつきましても、根拠を法律として、委員の選出基準として議会議員が必要であると。

続きまして、3枚目なんですけども、7番、その他、存置するものとして、34番なんですけども、消防運営委員会、これについても議会のほうから参画が必要であると。そして、下のほうにいきまして、38番でございますが、斑鳩町民生委員推薦会につきましても、当時、法律の根拠で議会議員が必要であるということで参画をいただきたいということです。

これらにつきましては、法律等の根拠によりまして必要であるということの取りまとめが行われ、議会運営委員会の報告・了承を受けて、これに基づいて今まで選出をしていただいているということでございます。

前回の議会運営委員会のほうで平川委員のほうで申されておりました斑鳩町子ども・子育て会議の委員に関することでございますが、その担当課である福祉子ども課のほうに確認をいたしましたところ、平成26年2月当時PTA連絡協議会会長でありました平川氏に委員の推薦をお願いをいたしました。委員の資格として、町の公職についていないことを条件にお願いし、当時PTA会長であった平川氏のほうに委嘱させていただいたということから、平成27年4月の町議会議員のほうで当選がされて公職となったということから、他の公職についておられない方に交代をお願いしたいと、したというふうなものであって、委嘱を行うときの委員の条件として、子ども・子育て会議の委員には、今、説明をさしあげました、これに基づきまして、公職にないということとされております。これにつきましては、議会で審議されて、これまでの方針から、原則として議会からの選出は行わないものとする、の議会の結論を尊重させていただいたというふうな報告をいただいております。以上でございます。

委員長

今、局長から報告、説明がありましたように、当時の議論としてです

ね、もともとは議会から、例えば厚生委員会の委員長だったら介護保険の運営協議会等に充て職的に入るといったものをなくしていこうというところから、あるいはまた、議員個人として介護の運協のほうに入っていたという状況なんかもありましたけども、そのどちらのケースについても、出さないほうがいいだろうということで議論をしていて、それを前提として、原則的には議員としてはもう町の審議機関には入らないでおこうと。というのも、例えば町営住宅の選考委員会にも議会から入っていたんですけども、今、もう抽選で行われているんですけども、町民さんから見たら、議員が入って、議員が決めるとというような感じで誤解をされるようなケースもあったので、極力議員としては入らないと、議員としては議会できちっとものを言うことができるということで整備をされてきて、この議会の結論に、従ってというか、を受けて、町のほうが要綱を作成されたというのが、私も調べましたところ、経緯としてはそういう形で流れがきているかなというふうに思います。

今現在はそういう形で運営されていますけども、その経緯も含めてですね、今後のことも含めて、それぞれご意見いただければなというふうに思いますけども、それぞれ委員の皆さんから、何か質疑、ご意見があれば、お受けしたいと思います。

(な し)

委員長 本日、その他のところでいくつかテーマとしてこちらのほうから提起させていただきましても、この1年間を通じて審議を、議論をしていきたいというものでありましたら、そういうご意見もいただければ、継続したテーマとして掲げていきたいと思っていますので。それかもう、きょうご意見いただいて、別にその必要はないということであれば、もうきょうの議論で終わりにしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 議会を代表して選出されて各種審議会に入っていると僕はつねづね、その当時から思っていたんですけども、議会を代表して行くのであれば、出席したその結果をですね、全員協議会なりでご報告いただくのが

本来の筋ではないかと、そのように思っておりましたので、議会選出やけども向こう行ったらもう個人的な発言やということはおかしいという考えでおりましたのでね、この当時の結果については、これで仕方ないねやなという考えでおりました。また今も、別段新しい問題が起こったわけではないので、その考えでいいんやないかなと思っております。

委員長

今ね、嶋田委員からご意見いただきましたけども、一応当時としても、ここの、局長出してくれた資料読みますと、議会に対して行政から要請を受けたものに対して審議機関に入っていましたけども、基本的に議員として入るのではなく、有識者として、個人として委嘱するということが原則とされていますので、そのところは私もちょっと思っていたのと違ったなというふうに思ったんですけども。だから、いろいろな捉え方はあると思いますので。だから、その辺も含めてですね、そういうふうに整理をされてきたということですね。

平川委員に問題提起いただきましたけども、今回、資料等、それで一定経過を報告させていただきましたけども、いかがでしょうかね。

平川委員。

平川委員

きょう初めてこの資料見せていただいたので、もう少しちょっと熟読して考えを、するかしないかっていうことも含めて、もう少しお時間いただけたらなというふうには思いますけれども。ただ、同じように、今回1期目の委員の方も、ほかもいらっしゃるんで、その方々の意見もちょっと聞いてっていうふうに思います。

委員長

今、きょうね、これ、資料出したところですので、ちょっと目通して、またちょっといろいろ考えたいというご意見でしたけども、ほかにも4名、平川委員含めて4名の方が今期1期目の議員でいらっしゃいますけども、ただいまご意見いただけるようでしたらお伺いしたいなと思いますけども。 小村委員。

小村委員

僕自身はこの平成18年3月20日開催の議会運営委員会、資料の中

でまとめの中ですね、やっぱり執行機関の各種審議会等附属機関、執行機関側のものだというふうに審議会っていうものは理解してまして、やっぱり二元代表性の中で議会が入っていくべきではないのかなという意見です。ただし、法律や条例、もしくは執行機関のほうから要請があった場合などは議会のほうからも選出する、もしくはそういうことが個別に出てきた場合に、議会として、これには議会として入るべきだということを書いていくという形でいいのではないかなと思っております。

委員長 井上委員、いかがでしょうか。

井上委員 今、嶋田委員も小村委員も話しされたとおり、特に問題って話が今1つのことで起こっていないのであれば、今までどおりの継続でいけばいいかなとは思っております。

委員長 奥村委員。

奥村委員 先ほど嶋田委員がおっしゃったご意見と同じ意見です。そしてまた、議会からの推薦、そういう要請っていうものがあれば選出がされていく基準がありますし、原則として議会からの選出は行わないものとするっていうその方針が、今、あるので、その方向で私はいいと思います。

委員長 それぞれ、嶋田委員と新人議員の皆さんのご意見をお聞きしてきましたけども。 伴委員。

伴委員 私も正直言うて、やっぱりこの18年当時やられたこの考え方で、今現在、いいと思います。だから、今までどおりの形で進めていけばいいんじゃないかと、そういうように思っております。

委員長 大方の方が今までどおりでいいというご意見ですけども、平川委員のほうからもう少し時間をいただきたいというご意見いただいておりますので、今回についてはこのまま終わらせていただいて、また次回、改めて

平川委員のご意見をお聞きする中でまたいろいろ検討していきたいなと思いますけども、こういう形でさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、この付属機関の委員選出にかかわる関係につきましては、これで終わらせていただきます。 平川委員。

平川委員 先ほど言っておられた子ども・子育ての関係というのは、この、要は審議会の要綱の(5)の中の原則として委員としないっていうことが該当するっていうことで、要は議会として選出する以外でも、さまざまな地域の各種団体から選出されるということについても、この(5)で一応入らないというふうになっているということに理解していいんですか。

委員長 当時の議論としてですね、議会のほうから充て職的に選出していたものと、そうでないケースのことも含めて意見が出ていまして、その意見が出る中で、まとめとして、原則的に議会からは、もう議員としては町の審議機関には入らないでおこうというルールが確立されたと思っていますので、それを受けて町が要綱つくったということですので、だから、子ども・子育て会議の、そのPTAからの選出のケースについてもこれが当てはまるというふうに考えられるものだというふうに思います。

そうしましたら、この件につきましては次回、改めてまたご意見いただくということで終わっておきたいと思います。

それでは、次にですね、前回もまとめさせていただきました、議会のIT化についてですね、それと災害対策について、この件について2つまとめてというんですかね、同時に提案させていただきたいと思いますが、これについて、1年間かけて調査研究、議論をしていくべきかどうかという点も含めてですね、ご意見いただければなというふうに思うんですけども。 嶋田委員。

嶋田委員 その2つにつきましては去年も議会運営委員会で審議させていただきました。まして、審議といっても、防災、災害時における議会の対応については、視察も行かせていただきましたけれども、中の内容っていうのは全く入っていませんでした、このように思います。また、ペーパーレス化、IT化っていうのは、もうほとんど審議していない状態だったと思いますので、今年度、委員長がそれでやっというとおっしゃるのでしたら、それはそれで結構かと私は思います。

委員長 皆さん、いかがでしょうか。 小村委員。

小村委員 ちょっと確認なんですけども、IT化に関してなんですけど、今、いただいている資料をデータでほしいという要望を議員がした場合はいただけるんですかね。

委員長 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 IT化につきましては、いろいろとあるんですけども、例えば各議員に町のほうからタブレットなりを配付さしあげて、そのタブレットに議会の資料としてですね、お送りするというのも可能であります。

小村委員 そういっはやっぱり費用もかかりますし、ほかの自治体でやられておることも知っておるんですけど、例えば、今、僕が、次の委員会の資料をデータで下さいと言ったりだとかした場合は、融通というか、いただけるのかなっていうこと、お聞きしたんですけど。

議会事務局長 今現在の議会、議案の資料につきましては、担当課のほうで作成して、間違いがないように紙ベースで原本いただいてやっというごことございませう。お時間かかるかもわからないんですけども、それをデータとして各課のほうからいただいて、それを取りまとめてお送りするごことは可能であるというふうには考えませう。時間の関係でいろいろと。データですごう。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時38分 休憩)

(午前9時39分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

黒崎議会事務局長。

議会事務局長 議案のデータでの送付でございますが、今現在、ちょっと困難な状況であるといことで考えております。

小村委員 それであつたら、今後、いろいろ資料を読む中で、1回終わった話などは、終わった委員会とかの議事録等はデータでいただけるような、そういうものがあれば私としてはありがたいなと思つてはいます。

委員長 会議録につきましては、昨年の議会運営委員会で、ホームページのほうにあげていくと。ただ、整理してあげるまでに時間がかかりますけども、一応、本会議と委員会についてはあげていくということで、既に確認はされています。ただ、その議案書の資料等については、まだまだペーパーレス化という、情報として、データとしてお渡しできるような状況ではないので、それを整理して、だからタブレットを配付するのかわかっていうのも、費用のかかる問題ですし、全員が全員、別に必要じゃないっていうケースもありますので、その点も含めてですね、ペーパーでほしいっていう方と、データでほしいっていう方と、どちらも対応していけるという点も含めてですね、IT化ということで調査・研究していければなというふうに思っていますし、それだけじゃなくて、IT化の関係で言いますと、議会のインターネット中継等もされているところもありますので、これもやるかどうかという結論を出すのはまだ先の話ですけども、それについても調査をしていってはいかがかなと。費用がどれぐらいかかるのか、住民さんの反応はどうやとか、というところ

ろも含めてですね、私はできれば、ちょっとこの1年かけて調査したいなというふうに思っておりますけども。

嶋田委員のほうからは、委員長としてテーマとして掲げてやっていくのであれば特に異存はないというふうにおっしゃっていただきましたけども、ほかの委員さん、いかがでしょうか。 小村委員。

小村委員 僕も、継続で審議していくことに対しては、異議はないです。

委員長 奥村委員。

奥村委員 議会のIT化っていうことですがけれども、よその自治体でしておられるという話もそれはいろいろ聞いておりますけど、予算が大変かかるっていうことも聞いておりますし、しっかりとそこを勉強させていただきたいなっていうようには思います。

それと、災害対策のほうですけど、前、一緒に研修行かせていただいて、勉強行かせていただいて、やっぱりこういうときでもありますし、この斑鳩町としてもやっぱりひとつの議会としての姿勢を示していくっていうことも大事なかなと思いますので。この前行かせていただいたときは、ちょっと何か、こう、内容的にまだわかりにくい部分がありましたので、もう少し深めたいなと思いますけど。

委員長 平川委員。

平川委員 ペーパーレス化も継続して審議していく必要があると思うんですけども、先ほどおっしゃったように、インターネット中継とか、いろいろなツールがあると思うので、そのあたりも含めて検討していけばどうかというように私も思います。

委員長 井上委員。

井上委員 先ほど嶋田委員がおっしゃったみたいに、委員長がそういうふうにし

れるというのであれば、そこら辺の部分を1年間通して審議していくべきやと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 皆さんの意見で、従わせていただきます。

委員長 そうしましたら、今、提案させていただきましたIT化のほうと災害時における議会の対応については、テーマとして掲げて、1年間かけて調査・研究していきたいというふうに思いますので、そういう形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それともう1点なんですけども、これは前回提案させていただいていないんですけども、その後ですね、議会運営委員会以外の議員さんからちょっとご意見いただきまして、昨年度ですね、委員長手当をつけてはどうかという点について、一定、議論をしましたが、改選後すぐということもあったり、議員報酬も上がるということもあったりして、昨年度はもう議論するのはやめようということで中止をしていますけども、この点について、前年度、一応そういう形で終わってしまいましたので、今年度について、改めてテーマとして掲げて議論していくのかどうか、この点についてもちょっとお諮りしておきたいなと思ったんですけども。 嶋田委員。

嶋田委員 昨年、私が言いだしたのかな。それも含めて議論していけばいいのではないかなとは思っております。する、せんは、もう議論の結果ですからね。

委員長 小村委員。

小村委員 私も、議論をしていけばいいのかなと思っております。

委員長 ほかの委員さんも、議論をしていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、最初に申しあげた2つ、IT化の関係と災害の
関係と、その委員長手当と、3つのテーマで今年度1年間かけてちょっと議
論していきたいなというふうに思います。

それ以外のところで、委員の皆さんから何かございますでしょうか。
特にございませんか。その他のところでですけども。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、議長のほうから何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局のほうからは。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他についても終わりたいと思います。

それでは、継続審査について、お諮りいたします。

お手元にお配りしています閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員
会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご
異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、
よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前9時48分 閉会)